

# 第5次水俣市総合計画

---

人が行きかいぬくもりと活力ある  
「環境モデル都市みなまた」



水俣市長  
宮本 勝彬

## 第5次水俣市総合計画の策定にあたって

私たちの水俣市は、世界に類例を見ない水俣病の教訓を胸に刻み、環境に配慮したまちづくりを進めてまいりました。

そして、その成果が認められ、平成20（2008）年7月、政府によって「環境モデル都市」<sup>\*</sup>に認定されました。今後さらに、水俣市が進めていきますまちづくりの方向性は重要視されることとなり、国内外からの注目も集まってくると思われます。

このような中、環境施策においては日本のトップを目指すという気概を持ち、「環境首都」の構築に向けて、市全体で取り組んでいくこといたします。

一方で、地域の特性を踏まえた産業振興を図ることで、誰もが住みなれた地域で安心して生活していく収入を得て、恵まれた自然環境の中で精神的に豊かな暮らしを営める「水俣づくり」を市民の皆様と共に進めてまいりたいと考えております。

そのために、「循環」と「共生」の考えに基づき、社会経済システムと社会基盤双方の形成に努め、そのプロセスにおいては、市民の皆様の「参加」を重視していきます。

これらの視点に立ち様々な取組みを実践することにより、環境と経済が一体となつた持続可能な発展の実現を目指し、「真の豊かさ」を実感できるまちづくりを推進していきたと考えます。

こうした想いを抱きながら、本市の新しいまちづくりの基本方向を示すため、第5次になります総合計画を策定いたしました。この中では、目標とする都市像として、「人が行きかい温もりと活力ある環境モデル都市」が掲げられています。

この将来都市像の実現に向け、市民の皆様、事業所、各種団体、市がそれぞれの役割を明らかにし、知恵を出し合い、共に汗をかき、相互に手を取り合い、「協働＝もやい」で取り組むことが最も重要になってきます。これらの営みを通じ、誰もが「このまちに住んでよかった」と思える「わがまち水俣」を、皆の手で築いていきましょう。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、市民意識調査にお答えいただき、身近な課題、意見を提供していただいた市民の皆様、真摯に御審議いただきました水俣市総合計画策定審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市議会、関係機関の皆様に対し心より御礼を申し上げますとともに、総合計画の実施につきまして、今後より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 第5次水俣市総合計画

## 基　本　構　想

---

平成22～29年度（2010～2017年度）

# 目 次

## 序 論

1. 総合計画策定の趣旨と役割	3
2. これまでの総合計画によるまちづくり	4
3. 計画の構成と期間	5
4. 計画の進行管理と政策・事業評価	7
5. 政策・事業の評価管理	8

## I. まちづくりの理念と目指す将来像

1. まちづくりの基本理念	9
2. 目指す将来像	10
3. 施策の大綱	11

政策Ⅰ 人と豊かな環境が共生するまち  
政策Ⅱ 豊かさと活気を実感できるまち  
政策Ⅲ 安全で心安らかに、いきいきと暮らせるまち  
政策Ⅳ 郷土の新しい公共を担う人を育てるまち  
政策Ⅴ 自立した行政システムと市民参画のまち

4. 施策の体系	16
5. リーディングプロジェクト	17

## II. 水俣市の姿と今後の方向性

1. 位置と地勢	18
2. これまでの歩み	19
3. 人口	20

①人口と世帯数  
②年齢階層別人口と高齢化率  
③人口動態  
④人口の見通し

4. 産業	23
①産業別就業人口 ②農業算出額と生産農業所得 ③製造品出荷額 ④年間商品販売額	

5. 財政	25
①普通会計歳入・歳出決算額 ②経常収支比率	

6. 土地利用	26
---------	----

## III. 時代の潮流とまちづくりの課題

1. 少子高齢社会の進展	27
2. 環境に配慮した循環型社会への移行	27
3. 地方分権時代への対応	27
4. I C T（情報通信技術）への対応	28
5. 国際化の進展	28

【用語解説】	29
--------	----

# 序　論

## 1. 総合計画策定の趣旨と役割

少子高齢化の急速な進行、厳しい経済状況、加えて国際化や情報化、環境問題の性質と捉え方の転換等、私たちを取り巻く社会環境は、著しく変化しています。

水俣市（以下、本市）では、これらの様々な社会情勢に的確に対処していくとともに、ここに住む誰もが、日本一環境に配慮した暮らしを営むことにより、環境面においては「首都」と呼ばれるくらいのまちを築こうとする「環境まちづくり」を取り組むようになりました。これは、自然環境にできる限り負荷を与えることなく、保全を図りながら、私たちの生活を豊かにしていくとする実践です。

高度経済成長期以降、私たちは、物質的豊かさ、効率性・利便性を手に入れ、日常生活は大変便利になっていきましたが、その過程において、本市では、「水俣病」という大きな問題に直面することになりました。

私たちは、この問題に真剣に向き合っていく中で、水俣病の経験から得た教訓を、全世界に向け警鐘として鳴らしていくとともに、安らぎやゆとりなどの精神的豊かさ、誰もが生き甲斐をもって暮らしていける地域社会の重要性を、身をもって学びました。

水俣病の公式確認から50年以上経過した今なお、健康面に不安を抱える多くの被害者とその家族が生活を営む本市にあっては、保健・福祉を大切にするまちづくりが必要とされます。水俣病被害者、障がい者、高齢者等、何らかの支援を必要とする人たちとその家族、ひいてはすべての市民が、生涯に渡り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、互いに支え合う地域社会の構築を目指します。

一方で、社会経済の大きな変動に対応しながら、地域の有する特性を存分に活かし産業活動を活性化することで、地域経済の浮揚、域内の雇用促進を図っていくことも重要な課題です。

これらに対応する行政サービスのあり方としては、今後より一層、その質的充実が求められるとともに、地方分権化に伴い、公正さや透明性が確保されることはもちろん、創意工夫に基づく地域経営を目指していくかなければなりません。

このような視点に立って策定する「第5次水俣市総合計画」（以下、総合計画）は、本市の歴史や特性、資源を活かした新たなまちづくりの基本理念を明らかにし、「今後の水俣づくり」の指針を示す総合的かつ長期的な計画であり、本市のすべての施策の基本となるものです。

また、総合計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の定めに基づき策定するもので、本市のまちづくりをすすめていく際の最上位計画となります。今回の総合計画を、財政計画等と緊密に連動させるとともに、時代や環境の変化に柔軟に対応できる戦略的計画として、多様化する市民ニーズを可能な限りまちづくりに反映し、市としての一体感を醸成していきます。

その結果、多様な主体がそれぞれの役割を果たしていく「協働」の実現を目指すため、明確な目標を設け、市民とともにその達成度や成果を評価することで、**スマイルアップ\***を図っていきます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」

## 2. これまでの総合計画によるまちづくり

第3次総合計画（平成8年度～16年度）では「環境・健康・福祉を大切にする産業文化都市」を、第4次総合計画（平成17年度～21年度）では「エコポリスみなまた～人・環境・経済がもやい輝くまち～」を目指すべき都市像として、市民と行政がもやいの精神で協働して行う、地域資源を生かした自主自立のまちづくりを進めてきました。

ここでは、市民の健康で安心・安全な暮らしと環境に配慮する生活信条が確立され、自然環境と経済が調和しながら、持続的に発展・向上し、その中で、市民が誇りと自信をもって生活を営むことのできる水俣の実現が目指されていました。

これまで、当初の想定を上回る厳しい財政状況や人口減少などの状況変化はありました。こうした変化に適切に対応しつつ、環境を切り口とする多くの事業を創設、展開し、本市の特性をじゅうぶんに活かした取組みを進めてきました。

このようなまちづくりは、市内外の多くの人々の共感と高い評価を得ることになり、平成20年7月には、政府によって環境モデル都市<sup>\*</sup>に選定されました。

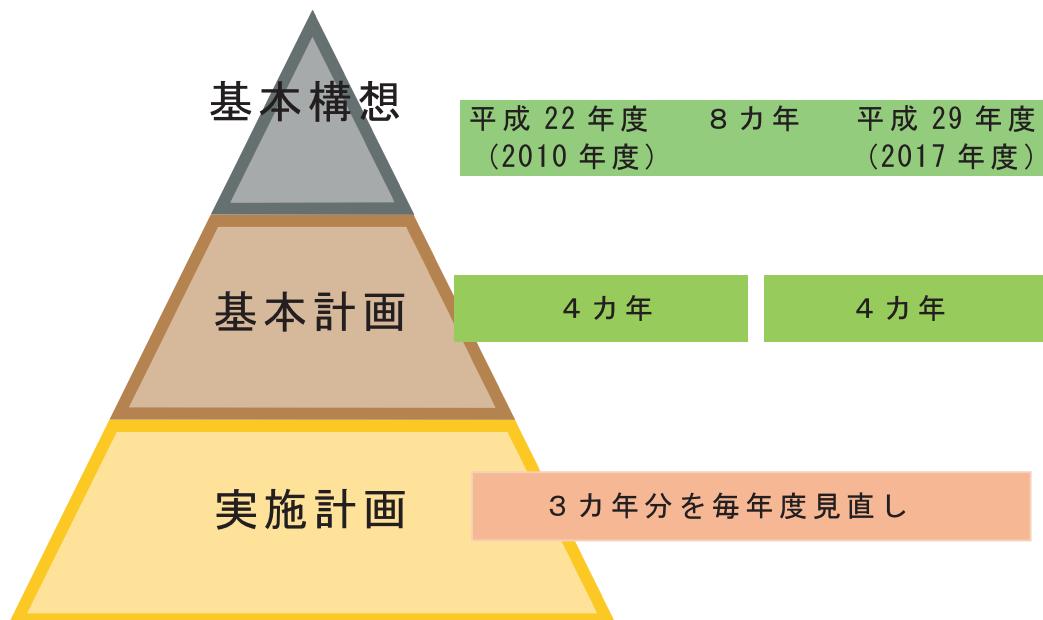
しかし、今後も人口減少や高齢化がさらに加速していく一方で、地元雇用・就労機会の増加、医療・福祉の充実、環境に関する取組みの進化を望む声は多く、こうした動向をじゅうぶんに踏まえたまちづくりを進めていかなければなりません。

したがって、これまでの総合計画に掲げられた都市像を基本的には継承しながら、環境に配慮しつつ、本市に賑わいをもたらす産業活動の活性化を目指すための具体的な取組みが、今後一層必要になります。

また、市民生活における安心・安全の確保、新しい公共<sup>\*</sup>の担い手となる人づくり、地域の特性に磨きをかける取組みも、これまで以上に強く求められてくることになります。

### 3. 計画の構成と期間

この総合計画は、長期的な方針を示す基本構想、中期的な計画となる基本計画、短期的かつ具体的な事業計画となる実施計画の三層構造になっています。



#### ①基本構想

基本構想は、本市の将来都市像を示し、基本理念を明らかにしたまちづくりと行政運営の指針となる。

- 期間 8 年間  
平成 22～29 年度  
(2010～2017 年度)

#### ②基本計画

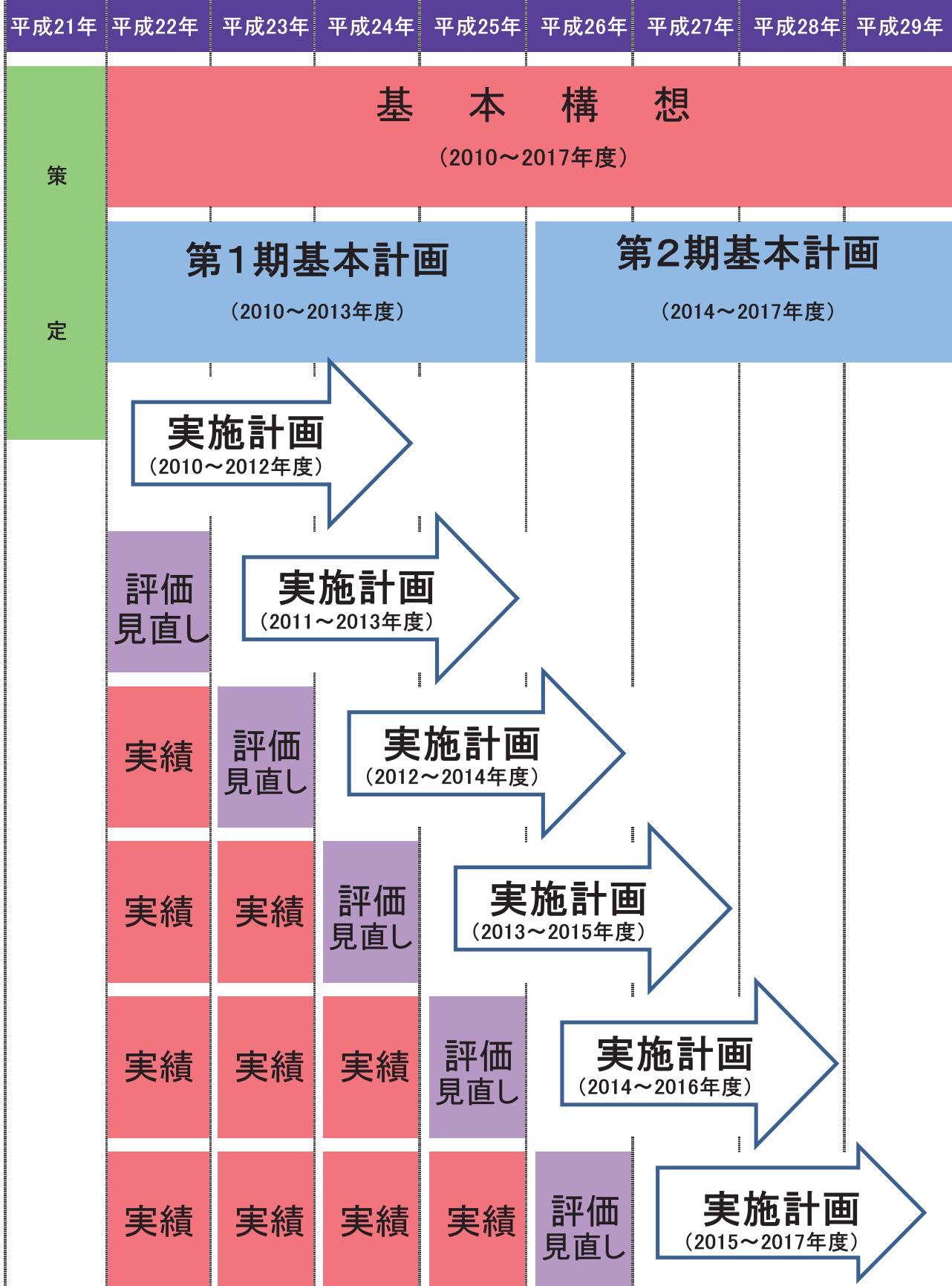
基本計画は、基本構想に示された将来都市像を具体化するために取り組む基本的施策を、総合的・体系的に示す。

- 第 1 期  
期間 4 年間  
平成 22～25 年度  
(2010～2013 年度)
- 第 2 期  
期間 4 年間  
平成 26～29 年度  
(2014～2017 年度)

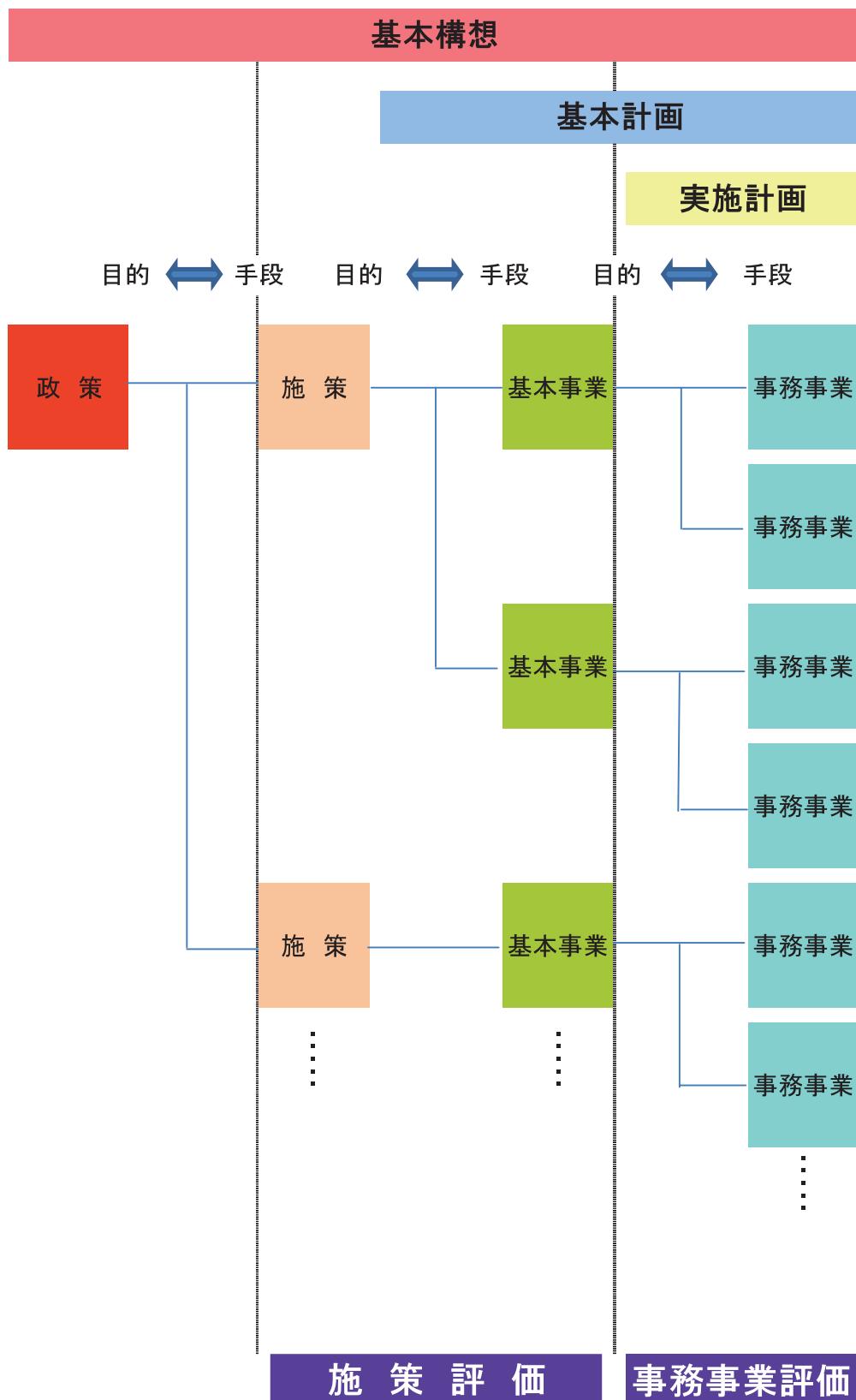
#### ①実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を、具体的にどのように実施していくかを明示する。毎年度の予算編成及び事業実施のガイドラインになる。

- 期間 3 年間  
毎年度、見直しをするローリング方式



#### 4. 計画の進行管理と政策・事業評価



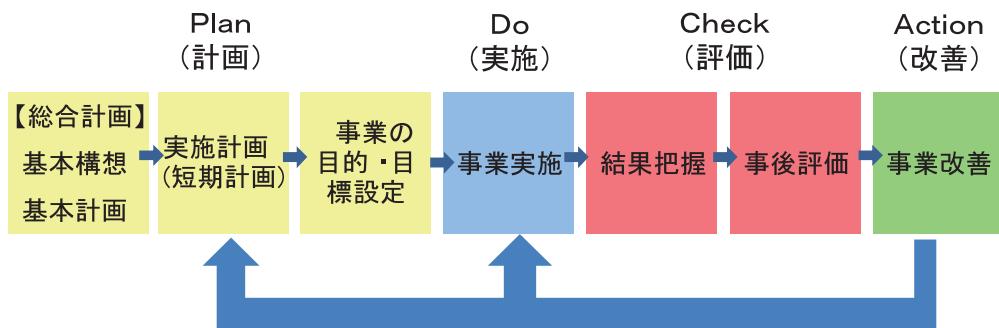
## 5. 政策・事業の評価管理

行政（市役所等）が行う一義的な事業は、すべての市民が安全かつ安心して暮らしていくように、健全で安定した住みやすいまちづくりを進めることです。

また、行政にとってのお客様とは市民の皆様であるという考えに立脚し、種々の行政サービスを提供することによって、できるだけ多くの方々に満足していただくという意識をもつことが必要です。

一方で、市民は行政サービスの受益者であるとともに、住民自治の担い手、納税者、利害関係者となるなど、様々な側面をもっています。

そこで、本市では、種々の政策や事業を市民の視点で評価することによって、より望ましい行政サービスの提供を目指していきます。



以上の考えに基づき、本市の政策事業評価管理システム\*では、総合計画における基本構想・基本計画・実施計画に基づく事業について、何のために、誰のために、いつ、どのくらいの期間で、何を、どのレベルまでやるのかを、常に意識し、それぞれの事業の達成度を評価していきます。

特に重要な事業については、市民監査制度を導入し、その結果はパブリックコメントの手法を用いて広く公開し、市民参加の機会を保障することによって、市民と行政が課題、目的・目標を共有することとします。

このシステムによる行政経営は、Plan (計画) – Do (実施) – Check (評価) – Action (改善) によるサイクルで運用され、効率的な行政活動を確保します。

総合計画の施策体系に沿った各種事業の着実な実施のために、本市では政策事業評価管理システムの効果的な運用を図っていきます。

# I. まちづくりの理念と目指す将来像

## 1. まちづくりの基本理念

本市は、世界に類を見ない水俣病の経験とそこから得た教訓を活かし、環境モデル都市づくりを進めてきました。

一方で、水俣病のような産業公害が、地球上のどこかで二度と発生するがないよう、特に今後工業化が進む諸外国に対し警鐘を鳴らし、これまでの体験や地域・環境を再生してきた様々な取組みとノウハウを発信していく責務があります。

また、環境の重要性を世界のどこよりも知っている水俣だからこそ、地球規模で進む温暖化防止に、市をあげて取り組む必要があります。

このような考えに基づき、環境と経済が一体となって発展する、持続可能な地域社会の構築を目指し、今後さらに、環境モデル都市づくりを強力に推進していくこととします。

本市では、環境をまちづくりの中心に据え、生命の尊さ、“もったいない”の気持ち、地域に対する愛着と誇りを大切にするとともに、地域の特性を踏まえた産業振興を図ることによって、「真の豊かさ」を感じることができ、多くの人が交流する、活力あるまちを、市民協働で築いていきます。



## 2. 目指す将来像

まちづくりの基本理念に基づき、本市のまちづくりを進めていくにあたり、目標とする姿として、つぎの都市像を掲げることとします。

人が行きかい、ぬくもりと活力ある  
「環境モデル都市みなまた」



### 【将来像のイメージ】

環境意識の高い市民が暮らし、エネルギーや食べ物は地産地消でまかない、山、川、海、里山の自然環境が守られ、人と自然環境の共生が進んでいます。

産業は、環境産業をはじめ様々な工業が展開され、環境を学ぶ修学旅行生や視察に訪れた者で、湯の児・湯の鶴温泉と商店街は賑わいを取り戻しています。

ゼロ・ウェイスト宣言のまちとして、ごみ減量、リサイクル、リユース、“もったいないの意識”が市民生活に当たり前に定着し、地域資源を活かした元気村には若者や都市生活者の移住が進み、集落やまちに活気が戻っています。

市民の暮らしについては、高速道路や新幹線が開通し、街中は自転車、みなくるバスが走り、周辺部には乗合タクシーが運行され、高齢者や障がい者を含むすべての人たちが、域内を自由に移動することができるなど、生活の質的豊かさを実感できるまちになっています。

### 3. 施策の大綱

施策の大綱では、先に述べたまちづくりの基本理念と将来像の実現を目指し、誰もが暮らしやすい、幸福を実感できる地域社会の創造を念頭に置き、基本方針として五つの政策を設定し、それぞれについて、その実現を図るための柱となる施策を明示し、その取組方針を示します。

#### 政策 I　人と豊かな環境が共生するまち

水俣病問題の最終解決に努めるとともに、環境を基軸としたまちづくりを展開する中で、日本の環境首都として、政府選定による環境モデル都市に関する取組みを住民協働で進め、地球温暖化防止に向け先導的な役割を果たします。

##### ①水俣病問題の解決に向けて

平成21年7月に水俣病救済特別措置法が成立し、水俣病問題の最終解決に向け大きな動きが始まっています。市としても、幅広い被害者救済、水俣病の発生により疲弊した地域の再生・振興、もやい直し、地域福祉の充実等を、国・県の支援を受けながら推進していきます。

##### ②環境モデル都市の推進

国による「環境モデル都市」の選定を受けて策定したアクションプランの実現に向け、地域の実情を踏まえながら、ゼロ・ウェイスト宣言の具体化、新エネルギーの導入等の施策を展開し、地球温暖化防止のモデルとなる取組みを推進します。

##### ③海・山・川の保全と水巡りのいいまちづくり

水俣の恵まれた自然環境を守るために、河川や海岸の清掃活動、水源かん養の向上に関する取組みを進め、水俣の命の源となる、水の循環と保全に努めます。

##### ④花と緑のある元気なむら・まちづくり

住民協働で、四季折々の花が咲き、緑豊かな、人々に潤いと安らぎを与える良好な生活環境を築いていくとともに、地域の風土や気候等を活かした元気なむら・まちづくりを進めます。

##### ⑤環境学習都市づくり

水俣病問題を克服し、日本の環境首都、環境モデル都市を目指して、多様な環境まちづくりに取り組む本市の現在の姿を、多くの人に見てもらい、実地で学んでもらうために、環境学習拠点の整備や環境学習プログラムの構築、受入体制の整備を推進します。

## **政策Ⅱ 豊かさと活気を実感できるまち**

地域の特性や資源を活かして、地場企業の支援、新たな産業の育成、環境産業の誘致に取り組み、雇用や地域経済の活性化に努めます。

観光振興については、地域経済の柱として、地域の資源や特性を活かして水俣にしかできない新たな観光を進めて交流人口の増加に努めます。

### **①地場企業の育成支援と企業誘致**

地場企業の育成支援として、各種補助金制度や国の施策、新たな取組みに関して、みなまた環境テクノセンターや産業づくり総室による相談対応等を強化します。

企業誘致については、バイオマスや環境関連企業の誘致を含め、全序的な取組みを進めます。

### **②観光振興を経済の柱に**

新幹線の全線開業、南九州西回り自動車道の建設が進む中で、水俣観光の再生を図るため、湯の児、湯の鶴温泉の観光地としての基盤整備を推進します。

また、エコパーク水俣、中尾山、薩摩街道、元気村、環境教育旅行など、水俣の特性を活かした着地型観光（旅行目的地側＝地域主導型観光）の確立により、交流人口を増加させるため、組織整備や広報宣伝などを推進します。

### **③農林水産業の振興**

安心・安全な農産物づくりに努めるとともに、水俣ブランドの確立を図ることで収益性の高い農業を目指します。地産地消を進めるため、市民農園、直売所、加工場を整備し、市民が農業を直接実感できる環境づくりを目指します。

後継者不足や休耕田、遊休農地の解消を図るため、異業種の参入ができるよう、助成制度や農地流動化のための条件整備に努めます。

林業については、間伐の促進と間伐材のバイオマス（生物資源）としての利活用について検討を進めていきます。

水産業の振興については、海域の水質浄化、魚介類の産卵場や成育場になる「海藻の森」づくりを進めるとともに、安定的な漁家経営を確保するため、栽培漁業の振興に努めます。

### **④商業の振興**

地域内の商店街での買い物を奨励したり、地域通貨やポイント制導入を図ったりすることにより、地域の商店街の活性化に努めます。

また、「スイーツのまちづくり」や「こんまんまで委員会」の取組みへの支援、商店街に市民が集まる広場の設置等により、歩いて買い物や食事を楽しめる商店街づくりを進めます。

### 政策Ⅲ 安全で心安らかに、いきいきと暮らせるまち

水俣で暮らす誰もが健康で快適に、安心して暮らすことができるようになります。医療、保健、福祉の充実を図り、高齢者や障がい者が地域の中で共に暮らせるシステムを整備していきます。

また、地域の自治や防災活動を活性化するため、自治会組織の充実、住民主体の地域活動の支援、助成に努めます。

#### ①安心・安全なまちづくり

すべての市民の安心・安全な暮らしを実現するために、コミュニティにおける住民間の相互扶助機能を活かした、防災・防犯活動を支援します。

各地域では、住民の創意工夫により、地域に内在する防災力のさらなる向上に努め、各々の実情に応じた自主防災組織や消防団活動を中心に、地域の安心・安全を築いていきます。

#### ②地域医療の充実

市民が安心して暮らせるための条件として、総合医療センターの機能の充実に努め、救急医療をはじめ診療体制の維持拡充を図るとともに、経営健全化に努めます。

総合医療センターを水俣・芦北地域のみならず、鹿児島県出水市、伊佐市等を含む県境を越えた地域医療の支援拠点としていきます。

#### ③健康づくりの推進

すべての市民が、心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、各種検診の充実、食育の推進、スポーツやレクリエーション、体験を通じた健康教室等を開催するなどして、各人のライフステージにマッチした健康づくりを進めます。

#### ④地域福祉の推進

地域で支え合う福祉コミュニティの構築を図り、高齢者、障がいをもつ人（水俣病被害者を含む）も共に暮らしていく地域づくりを進め、身近な地域で気軽に利用できる小規模多機能施設等を整備するなどして、福祉の充実に努めます。

子どもセンターを中心とする相談窓口の活用を進めるとともに、子どもたちの様々な状態に応じた保育体制の整備を進め、子育て環境の充実に努めます。

#### ⑤地域交通網の確保と道路整備

誰もが気軽に利用できるみなくるバス、乗合タクシーなど、域内の公共交通機関を整備し、地域交通の確保に努めます。その上で、環境にやさしい公共交通機関の積極的利用を促進し、自家用車に依存しないまちづくりを推進します。

加えて、市民の生活道路としての市道を適切に維持・管理します。

## ⑥自治会活動の活性化と地域活動の推進

自立した地域活動が行えるよう、自治会活動を支援し、組織の整備を進めます。活動の中で、地域住民による、コミュニティの適正規模と今後の地域活動のあり方に関する議論を深めていきます。

## 政策IV 郷土の新しい公共を担う人を育てるまち

地域づくりを担う人材と、郷土を愛し、郷土に誇りをもつ、人間性豊かな子どもたちを学校、家庭、地域が連携して育てていきます。

地域の伝統や文化を大切に守り育て、新たな水俣文化を創造する人材の育成に努めます。

これらの実践をとおして、水俣の新しい公共を担う人を育み、市民が主役のまちづくりを実現していきます。

### ①郷土を担う人づくり

青少年育成組織の活動を支援するとともに、地域住民がまちづくりに参加し、議論できる場を創出して、郷土を担う人づくりを進めます。

その成果を活かしながら、活力ある地域を築いていきます。

### ②学校教育の充実

小中学生の学力と体力の向上に努めるとともに、本市のもつ特性をじゅうぶん反映した環境教育や地域の暮らし・文化等に直接触れ、学ぶ機会を数多く設け、自らの地域に誇りと愛着をもつ児童・生徒の育成を目指します。

### ③地元力向上のためのスポーツの振興

様々な形態のスポーツ活動を通じて、「ふるさとりょく地元力=ふるさとの力と誇り」を高めていくために、スポーツ関係組織や団体の活動、選手・指導者・ボランティア等の人材育成を支援するとともに、スポーツ拠点の整備を進めます。

### ④文化の香るまちづくり

水俣の歴史遺産や文化人の顕彰、合唱・絵画・芸能等に取り組む人材の育成、文化活動を行いその成果を発表する場と機会の提供など、市民の様々な文化活動を支援することによって、水俣文化の創造に努めます。

### ⑤日本一の読書のまちづくり

子どもの時から本に親しみ、読書を通じて、感性豊かな人材を育成するとともに、すべての市民が人生をよりよく生きていくことができるよう、市立図書館を中心に、地域・学校・家庭が一体となり、市民の身近なところに本のある読書環境を整備します。

## ⑥人権尊重と男女共同参画のまちづくり

水俣病の経験から、互いを認め合い尊重することの大切さを、身をもって学んだ本市では、ここで生活するすべての人の人権が尊重されるとともに、男女共同参画のまちづくりを推進します。

そのために、市民の意識啓発と女性の各種委員への登用等を進めています。

## 政策V 自立した行政システムと市民参画のまち

地方分権改革が進む中、自立した行政システムを確立するため、行財政改革、職員の意識改革と市民の市政への参画を進め、公平で透明性のあるスリムな行政政府を目指します。

総合計画の進捗状況の把握と事業評価については、政策事業評価管理システムの活用と市民参加によって進めることとし、評価内容や結果に関する情報の公開に努めます。

### ①行財政改革の推進

第4次行財政改革大綱<sup>※</sup>をもとに、組織の整備・充実、財政改革を進めます。

### ②効果的な政策と事業評価の実施

政策事業評価管理システムの運用、市民参加による事業評価の実施により、P D C Aサイクルを確立し、真に必要な事業の実施と効率化に努めます。

### ③市民参画の推進

本市の地域経営を行っていく上で直面する多様な課題に対し、市民と行政が知恵と力を出し合い、共に考え、その解決を図っていくことが求められています。

市民の考えを市政にじゅうぶん反映していくために、市民が市政に参画する機会を確保し、市民の主体的な活動を促進していきます。

### ④市役所の変革

目標管理を定着させ、住民サービスの向上と事業の効率的な実施に努めるとともに、評価基準をアウトプットからアウトカム<sup>※</sup>に転換することにより、事業の適正評価を促進し、職員の意欲喚起に努めます。

また、行政は市民の視点に立った行政運営を目指すこととし、市役所は市民の役に立つ所、という意識を職員に徹底させ、住民サービスの向上に努めます。

## 4. 施策の体系

将来都市像	政 策	施 策
人が行きかい、ぬくもりと活力ある「環境モデル都市みなまた」	I 人と豊かな環境が共生するまち II 豊かさと活気を実感できるまち III 安全で心安らかにいきいきと暮らせるまち IV 郷土の新しい公共を担う人を育てるまち V 自立した行政システムと市民参画のまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>①水俣病問題の解決に向けて</li> <li>②環境モデル都市の推進</li> <li>③海・山・川の保全と水巡りのいいまちづくり</li> <li>④花と緑のある元気なむら・まちづくり</li> <li>⑤環境学習都市づくり</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地場企業の育成支援と企業誘致</li> <li>②観光振興を経済の柱に</li> <li>③農林水産業の振興</li> <li>④商業の振興</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>①安心・安全なまちづくり</li> <li>②地域医療の充実</li> <li>③健康づくりの推進</li> <li>④地域福祉の推進</li> <li>⑤地域交通網の確保と道路整備</li> <li>⑥自治会活動の活性化と地域活動の推進</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>①郷土を担う人づくり</li> <li>②学校教育の充実</li> <li>③ふるさとりょく地元力向上のためのスポーツの振興</li> <li>④文化の香るまちづくり</li> <li>⑤日本一の読書のまちづくり</li> <li>⑥人権尊重と男女共同参画のまちづくり</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>①行財政改革の推進</li> <li>②効果的な政策と事業評価の実施</li> <li>③市民参画の推進</li> <li>④市役所の変革</li> </ul>